

市町村障害者生活支援事業への取り組みについて

千葉県・若葉泉の里 小泉 智子

取り組みの経緯

平成11年4月に療護施設を開設。35名定員（現在は36名）の施設です。法人の設立当初より支援費制度への移行を念頭に置き、施設の運営方針としても入居と居宅支援について5：5の割合で準備が進められました。在宅サービスの三本柱となるショートステイサービス、デイサービス、ホームヘルプサービスも開設と同時に開始され、その後、平成12年より通所療護（B型）を開始。翌13年4月より、千葉市からの委託を受け市町村障害者生活支援事業が始まりました。この市町村障害者生活支援事業については、地域で暮らしている障害者の生活を支援するという当初から目指していたものと合致しており、在宅サービスを展開していくうえでも重要な役割を担っていると認識しています。

具体的な取り組み

1. 在宅サービスの情報提供と利用援助

必要な福祉サービスについて紹介し、理解を促すとともに、関係機関の担当者と調整を図ったり、申請に同行するなど、利用がスムーズに進むよう支援を行います。

2. 社会資源を活用するための支援

障害を持ち在宅生活をするということは、「環境の整備」が大変重要となります。特に中途障害の場合は発症後、治療やリハビリの開始と同時に、在宅生活に向けての準備を始めなくてはなりません。そこで適切な情報提供を行い社会資源への活用を支援を行います。受障直後からのかわりであれば、身障手帳の交付、経済面での助言、サービス利用の申請、住宅改修の業者との打ち合わせなどトータル的な助言、支援を行い在宅生活への体制を整えていきます。

3. 社会生活力を高めるための支援

社会生活をしていくために必要とされる能力や知識、心構え等を身につけるための支援を行います。実際に依頼をすることも経験をしながらサービスの



ピア・カウンセリング講座説明会

利用ができるようサポートしています。また、自立生活プログラムの実施については、地域の障害者自立生活センターの協力のもと、自立生活プログラムの説明会を行うなかで、参加へと繋げております。

4. ピア・カウンセリング

同じ障害を持つ方と話をすることにより、自宅で生活をするうえで必要となる様々な情報について、直接的に知識を得ることができます。また、同じ状況、同じ背景を持った者同士でかかわることにより、それまで誰にも話せなかったような心の葛藤や障害の受容についても本音で話すことができる場となっています。当事者同士の話し合いについては、障害のないものには成り代われないものだと感じております。

5. 専門機関の紹介

ニーズに応じて専門機関の紹介を行っております。

具体例として、地域療養等支援事業、精神障害者地域生活支援事業の実施主体、医療機関、保健センター、障害者職業センター等紹介をしております。

利用者獲得の取り組みについて

支援事業開始の当初は、この事業が始まったことを対象者や関係機関に知っていただくことから始めました。そのために福祉事務所をはじめ、保健センター、医療機関の相談室、養護学校、作業所や更生施設などを訪問し、支援事業が開始されたことや、

事業内容についてお伝えしていききました。一度利用された方が他の方に紹介をしてくださることもあり、日が経つにつれ、徐々に相談者も増え、また関係機関からも連絡をいただけるようになりました。

その他、近隣養護学校・福祉施設との情報交換会、医療社会事業協会の研究会等へ参加することで、情報交換できるとともに、新規利用者の獲得へつながることもありました。

また、養護学校(知的も含む)からの要請により、教師を対象とした福祉制度や生活支援事業についての説明会、進路指導の一環としての生徒を対象とした施設見学会、在宅障害者の方と授業への参加等も行っています。このような外部の方との交流が新規利用者の獲得へつながっております。

療護施設として取り組む意義

市町村障害者生活支援事業を療護施設で取り組む意義は、24時間いつでも支援体制がとれるということです。施設職員が常に動いているため、緊急時の連絡についても支援事業へ直接電話ができるほか、療護施設としても連絡を受けることが可能です。また、ショートステイ、デイサービス、ホームヘルパー等のサービスの利用へ繋ぎやすいという点も挙げられます。もちろん当施設だけではなく、他施設のサービスの利用についても同じ療護施設という点状況を把握しやすく、担当者同士での連絡調整についても比較的スムーズに行うことができます。



生け花講座



相談室の様子

今後の方向性

支援事業の方向性として地域での生活をより快適なものとするために、在宅生活をしていくうえでの総合的なケアマネジメントをしていかななくてはなりません。福祉、医療、教育、就労、余暇活動など生活全般についてグローバルな視点でかかわることが求められており、一つの相談を解決するのみならず、その背景にある問題についても解決を促していけるようなかわりが必要だと感じています。また、支援事業の特徴として、24時間いつでも連絡、相談ができるという安心感を提供したいと思っています。

今後、支援費制度において、「自己選択、自己決定、契約」ということが言われています。しかし、そのサービスの量を決定するのは市町村であり、当事者と行政の担当者との間に必要なサービスについての認識の違いが出ることも考えられます。このような場合に、当事者の立場に立っての交渉、また、情報提供やサービスの組み立てということが役割として求められていると感じております。自分の住んでいる地域で、その地域に根ざした支援を受けられるように、その相談の場所として市町村障害者生活支援事業は重大な役割を担っていると認識しています。地域に向けて総合的にサービスを提供できる拠点となるように努めることが、障害者施設に求められる役割だと考えています。